

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件名 発寒川取水場コントロール盤設備修繕
- 2 事業者名 株式会社 明電エンジニアリング 北海道支店
- 3 特定理由 本修繕の対象設備は、発寒川取水場に設置されているコントロール盤設備の一部であり、発寒川取水場の受変電設備全体の力率を改善させるための重要な設備である。

本修繕を行うためには、設備仕様を熟知しているメーカーでなければ、設備の仕様に合致した、交換部品の選定が出来ず、部品交換後の試運転に伴うシステム全体の性能評価もできない。

当該設備は（株）明電舎が設計・製造・納入したものであるが、整備修繕に必要な技術・資料についてはメーカー独自の仕様であり、一般に公開していないものが多いことから、メーカー又はその保守を移管された業者でなければ、機能回復はできない。

よって、（株）明電舎から直接、保守を移管された上記業者を特定する。

4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第二号に該当すると判断されるため。

【特定調達契約の場合】

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第___号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。